

平成26年1月15日

会 員 各 位

日本慢性期医療協会  
会長 武久洋三  
Tel.03-3355-3120

### 新型インフルエンザ 特定接種の登録について

謹啓 初春の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は一方ならぬご高配にあずかり心より厚く御礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別設置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、厚生労働省において、新型インフルエンザ等が発生した場合に新型インフルエンザ等医療及び重大緊急医療に従事する医療関係者の登録が開始されました。登録申請のご案内については、各都道府県より医療機関宛てに発信されますので、そろそろお手元に届いている頃ではないかと思えます。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、接種対象、接種総数、接種順位は政府対策本部において決定されることになり、特定接種の登録を行っていても、登録事業者の全てが必ずしも接種対象となるわけではありません。しかし、医療関係者については基本的には接種順位が上位とされており、新型インフルエンザ等に対応していくことが求められています。発生時には、まず国立病院機構の病院、大学附属病院、災害拠点病院などが対応することは勿論のことですが、亜急性期、回復期、医療療養・介護療養等の慢性期医療に携わる病院も順次、その任を負わなければなりません。

特定接種の登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても当該業務を継続的に実施する努力義務が課され、また、新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関であることが公表されます。

登録申請書の提出期限は都道府県により異なりますが、概ね2月末～3月上旬頃に設定されていると思われます。各都道府県からのご案内をご確認の上、新型インフルエンザ等の特定接種の登録申請については是非ご検討、ご協力くださいませうようお願い申し上げます。

謹白

【詳細は下記のホームページに掲載されておりますのでご参照ください】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/tokutei-sesshu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/tokutei-sesshu.html)

（「厚生労働省 特定接種」で検索していただければ該当ページが表示されます）